



平成29年11月10日

各 位

会 社 名 OSJBホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 大野 達也
コード番号 5912 東証第一部
問 合 せ 先 取締役 経営企画担当 橋本 幸彦
電 話 番 号 03-6220-0601
URL <http://www.osjb.co.jp/>

第4期第2四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

第4期（平成30年3月期）第2四半期報告書

2. 延期前の提出期限

平成29年11月14日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成29年12月14日

4. 提出期限の延長を必要とする理由について

当社連結子会社であるオリエンタル白石株式会社の複数事業所の従業員が、複数年に亘り協力会社に対して外注費の水増し発注を繰り返し、キックバックを受け取り従業員の飲食費として費消するなどした疑いがあることが判明しました。

また、一部の事業所において、協力会社に対して架空発注を行い費用をプールさせたうえで、他の業務の原価に付け替えていた疑いがあることも判明いたしました。

現在、当社と利害関係のない弁護士等の外部専門家を補助者とする社内調査委員会を設置し、全容の解明及び原因究明ならびに同種の事案の有無について調査を進めておりますが、社内調査及び不正による連結財務諸表の重要な虚偽の表示の疑義があると判断したことに伴う監査法人による追加的監査手続が必要となることから、提出期限である平成29年11月14日までに提出を予定していた、第4期（平成30年3月期）第2四半期報告書（自平成29年7月1日至平成29年9月30日）が期限までに提出できない見込みとなり、やむなく四半期報告書の提出期限の延長申請を行わざるを得ないとの判断に至りました。

5. 今後の予定

今後、不適切な取引の疑義の実態を解明するため、引き続き当該従業員らのインタビュー調査、必要に応じて反面調査や類似取引の調査を実施するとともに、監査法人の当該調査に対する検証の他、監査法人の四半期レビュー（過年度連結財務諸表等に与える影響額の監査を含む）及び審査を予定しております。

なお、今後の日程につきましては、本適時開示日より社内調査委員会による過年度の影響額の明確化に係る調査・確認作業に20日程度、社内調査委員会の調査結果を受けて適正な決算数値を確定させる作業に5日程度、有限責任あずさ監査法人による監査に10日程度の日数を要すると見込んでおります。

また、今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

株主をはじめ投資家の皆様、お取引先および関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

以上